

## 第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで										
定時株主総会	6月中										
基準日	3月31日										
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日										
1単元の株式数	1,000株										
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 買取手数料	<p>東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社</p> <p>以下の算出により1単元当たりの金額を算定し、これを買取った単元未満株式の数で按分した金額の50%とする。</p> <p>(算出) 1株当たりの買取単価に1単元の株式数を乗じた金額のうち、次の金額区分ごとに算出した金額の合計金額とする。</p> <table> <tr> <td>100万円以下の金額につき</td> <td>1.150%</td> </tr> <tr> <td>100万円を超え500万円以下の金額につき</td> <td>0.900%</td> </tr> <tr> <td>500万円を超え1,000万円以下の金額につき</td> <td>0.700%</td> </tr> <tr> <td>1,000万円を超え3,000万円以下の金額につき</td> <td>0.575%</td> </tr> <tr> <td>3,000万円を超え5,000万円以下の金額につき</td> <td>0.375%</td> </tr> </table> <p>(円未満の端数を生じた場合には切り捨てる。) ただし、1単元当たりの算定金額が2,500円に満たない場合は、2,500円とする。</p>	100万円以下の金額につき	1.150%	100万円を超え500万円以下の金額につき	0.900%	500万円を超え1,000万円以下の金額につき	0.700%	1,000万円を超え3,000万円以下の金額につき	0.575%	3,000万円を超え5,000万円以下の金額につき	0.375%
100万円以下の金額につき	1.150%										
100万円を超え500万円以下の金額につき	0.900%										
500万円を超え1,000万円以下の金額につき	0.700%										
1,000万円を超え3,000万円以下の金額につき	0.575%										
3,000万円を超え5,000万円以下の金額につき	0.375%										
公告掲載方法	<p>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告によることができない場合には、日本経済新聞に掲載する方法で行う。</p> <p>( 公告掲載URL <a href="http://www.clex.co.jp">http://www.clex.co.jp</a> )</p>										
株主に対する特典	株主優待あり										

(注) 平成19年6月28日開催の定時株主総会の決議により、定款に単元未満株主の権利制限について次のとおりの規定を定めております。

単元未満株主は、会社法第189条第2項に掲げる権利、同法166条第1項に基づき請求する権利並びに株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利以外の権利を行使することができない。